主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

抗告人は、本件抗告状中に、原決定には憲法の違背がある旨主張するにとゞまり、 法令の条項又は内容を掲記せず、原裁判所のなした補正命令に対しては、同命令に 定められた期間内に補正書を提出しなかつたものであるから、本件抗告は民訴三九 九条一項二号、三九八条二項、民訴規則五三条に違背し、不適法として却下を免れ ない。よつて抗告費用は抗告人の負担とすべきものとし、注文のとおり決定する。

## 昭和三四年一月二三日

## 最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官